

「ライツにくぶんじ」からのお知らせ

改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行

各地男女共同参画センターで防災・復興全国キャンペーン実施

「配偶者暴力防止法」は、被害者に対する支援（相談・援助・保護）や、必要に応じて一時保護や保護命令（被害者や家族への接近禁止や住居からの退去）等の制度を定めています。

暴力から逃れた恋人につきまとい、本人や家族を襲う殺人事件が相次いでいます。今回の改正で、夫婦や事実婚

関係にある男女だけでなく、同居する恋人からの暴力についても、同法に基づく保護対象となりました。

DV被害の相談は、

下記の相談窓口へ

なお、「ストーカー規制法」も平成25年に改正され、待ち伏せや無言・連続電話、ファックス送信によるつきまといの規制対象に、さらに電子メールを送信する行為も含まれることになりました。

ストーカー被害の相談は

小金井警察署へ（042-381-0110）

※国分寺・小金井市にお住まいの方

東日本大震災では、多くの人が被害を受けました。阪神淡路大震災でも指摘されていましたが、東日本大震災でも、災害から受ける影響には男女差があることが明らかになりました。被災地の男女共同参画センターは、女性や障害者などの必要とする物資を提供したり女性相談の受け皿となりました。

全国女性会館協議会は、東日本大震災での経験をもとに、防災や復興に役立つ施設として男女共同参画センター（国分寺市では男女平等推進センター）間の連携強化を呼びかけています。

平成25年度には全国各地の男女共同参画センターが、防災・復興キャンペーンに取り組みました。

平常時からの男女共同参画の推進が、防災・復興の基盤となります。今後国分寺市の男女平等推進センターでも、防災においてどのような役割を担うべきか検討していきます。



ライツにくぶんじ
市役所のり無料相談

【予約制】

※予約電話 042-573-4378

祝日・年末年始を除く月～金曜日

午前8時30分～午後5時

■女性のためのカウンセリング
月2回火曜日

午後1時30分～4時30分

■女性法律相談

第3木曜日

午後1時30分～4時30分

■人権の上相談

第2木曜日 午後1時～4時

【予約不要】

※電話 042-573-4378（相談専用）

■悩みごと相談

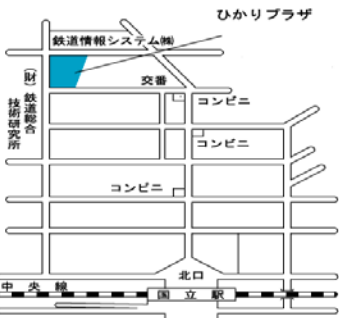
祝日・年末年始を除く月～金曜日

午前9時～正午 午後1時～5時

■犯罪被害者等支援相談

祝日・年末年始を除く月～金曜日

午前9時～正午 午後1時～5時



編集後記

■「子どもは必ずいいところをもっている。自然に伸びる力を大事にするのがいい。干渉しすぎるといけない。公の教育は限られている。寝たり起きたり食べたりが環境が大事なんだと思う」という森谷先生のことばに励まされ、私は今日もご飯作りを大切にしたい。（も）

■少子化で、親の期待を一心に背負わねばならなくなった子どもたちも気の毒だ。親と子の境界線をはっきりと認識することがお互いに必要だと思う。親の人生と子の人生は別のものであるという意識を持つためにも、「個」としてどう生きるかが問われるのだろう。（よ）

■親の価値観のなかに子どもを追いこんでいく、悪意とはいえない虐待。家庭内のことで外からは見えないだけに、問題は深刻化し、逃げ場のない状況には悲しみさえ感じる。編集に参加してたくさんの方々にお目にかかり、お話を伺えたことは、新鮮で楽しい経験だった。（や）

■坪井さん・有田さん・松尾さん、子どもと関わる仕事をしている方々のお話に共通して、子どもが育っていくのには「遊び」が大切だということがあったのが印象的だった。子どもと一緒に親の自分も、今この時間を楽しむ気持ちで日々を過ごしていきたい。（ゆ）

■「言っちゃってる、こんなこと……、私も虐待しているのだろうか」と、ドキドキしてしまうテーマだった。愛情と思ってのしつけと虐待の境目は難しい。親にも子どもにも、自分の悩みを話し相談できる相手が必要だ。（え）



No.45

国分寺市立男女平等推進センター

「ライツにくぶんじ」国分寺市市民生活部男女平等人権課

「ライツにくぶんじ」NO45

編集委員 磯村恵美・小松素子・坂本弓・瀧めぐみ

編集アドバイザー 谷口郁子

電話 042-573-4378 FAX042-573-4388

〒185-0034 東京都国分寺市光町1-46-8 ひかりプラザ2階

編集委員